

横浜市知的障害者生活介護型施設条例

平成15年3月25日

条例第16号

〔横浜市知的障害者更生施設条例〕をここに公布する。

横浜市知的障害者生活介護型施設条例

横浜市知的障害者更生施設条例(昭和54年9月横浜市条例第45号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。以下同じ。)に対し、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第6項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)その他の福祉サービスを提供し、もって知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者生活介護型施設(以下「施設」という。)を設置する。

2 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第2条 施設は、生活介護を行う。

2 横浜市中山みどり園は、前項に定めるもののほか、法第5条第13項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)を行う。

3 横浜市松風学園は、第1項に定めるもののほか、法第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)を行う。

4 前3項の事業は、知的障害者を対象として行うものとする。

(定員)

第3条 施設の定員は、規則で定める。

(利用の承認)

第4条 施設を利用しようとする者は、市長(第6条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。次条において同じ。)の承認を受けなければならない。

(利用の保留又は制限)

第5条 市長は、正当な理由がある場合は、施設の利用を保留し、又は制限することができる。

(指定管理者の指定等)

第6条 次に掲げる横浜市つたのは学園及び横浜市中山みどり園(以下「横浜市つたのは学園等」という。)の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に

行わせるものとする。

- (1) 横浜市つたのは学園等の利用の承認に関すること。
- (2) 第2条第1項又は第2項に規定する事業の実施に関すること。
- (3) 横浜市つたのは学園等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人を対象として公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、横浜市つたのは学園等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められたものを指定管理者として指定する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が横浜市つたのは学園等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(使用料)

- 第8条 横浜市松風学園を利用する者(知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により利用する者を除く。)は、法第29条第3項の規定により定められた生活介護、短期入所又は施設入所支援に係る費用の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額を基準として市長が定める額の使用料を納付しなければならない。
- 2 市長は、経済的事由その他規則で定める事由に該当する者に対しては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金)

- 第9条 横浜市つたのは学園又は横浜市中心みどり園を利用する者(知的障害者福祉法第15条の4の規定により利用する者を除く。)は、指定管理者に対し、法第29条第3項の規定により定められた生活介護又は自立訓練に係る費用の額及び同法第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額の当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 指定管理者は、経済的事由その他規則で定める事由に該当する者に対しては、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(知的障害者福祉ホーム等)

第10条 横浜市松風学園に、知的障害者を対象とする法第5条第22項に規定する福祉ホー

ム及び在宅の知的障害者の生活能力訓練事業等を行うための知的障害者短期宿泊訓練施設を置く。

- 2 前項の施設を利用できる者は、知的障害者、その保護者その他市長が認めた者とする。
- 3 第1項の施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 4 第5条の規定は、第1項の施設の利用の保留又は制限について準用する。
- 5 第1項の福祉ホームを利用する者は、月額10,500円の使用料を納付しなければならない。
- 6 前項の使用料の額を算出する基礎となる期間が1月に満たないとき、又は当該期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数期間に係る使用料の額は、日割りをもって計算する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成19年9月横浜市条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市知的障害者生活介護型施設条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

従前の附則は省略します。

別表(第1条第2項)

名称	位置
横浜市つたのは学園	横浜市緑区
横浜市中山みどり園	
横浜市松風学園	横浜市泉区